

日本銀行金融機構局金融高度化センター

「商流ファイナンスに関するワークショップ」

◆第2回◆ 「売掛債権を活用したファイナンス」

売掛債権保証とその活用について

イー・ギャランティ株式会社

2013年7月29日（月）

eGuarantee

- I. 会社概要
- II. ビジネス・モデル
- III. 審査手法
- IV. 金融機関向けモデル
 - 1. 債権流動化保証
 - 2. 売掛債権担保融資保証
 - 3. 手形買取保証（電子記録債権買取保証）
 - 4. 売掛債権保証の再保証
- V. 保証の形態
 - ストップロス方式

<u>社名</u>	イー・ギャランティ株式会社（英訳名：eGuarantee,Inc.）
<u>設立</u>	2000年9月8日
<u>資本金</u>	14億3,603万円（2013年3月末時点）
<u>保証残高</u>	1807億円（2013年3月末時点）
<u>上場取引所</u>	東京証券取引所市場第一部（証券コード：8771）
<u>拠点</u>	東京本社、北海道、名古屋、大阪、九州、岡山
<u>主要株主</u>	伊藤忠商事株式会社 株式会社帝国データバンク 株式会社NTTデータ



多様なリスクの引受

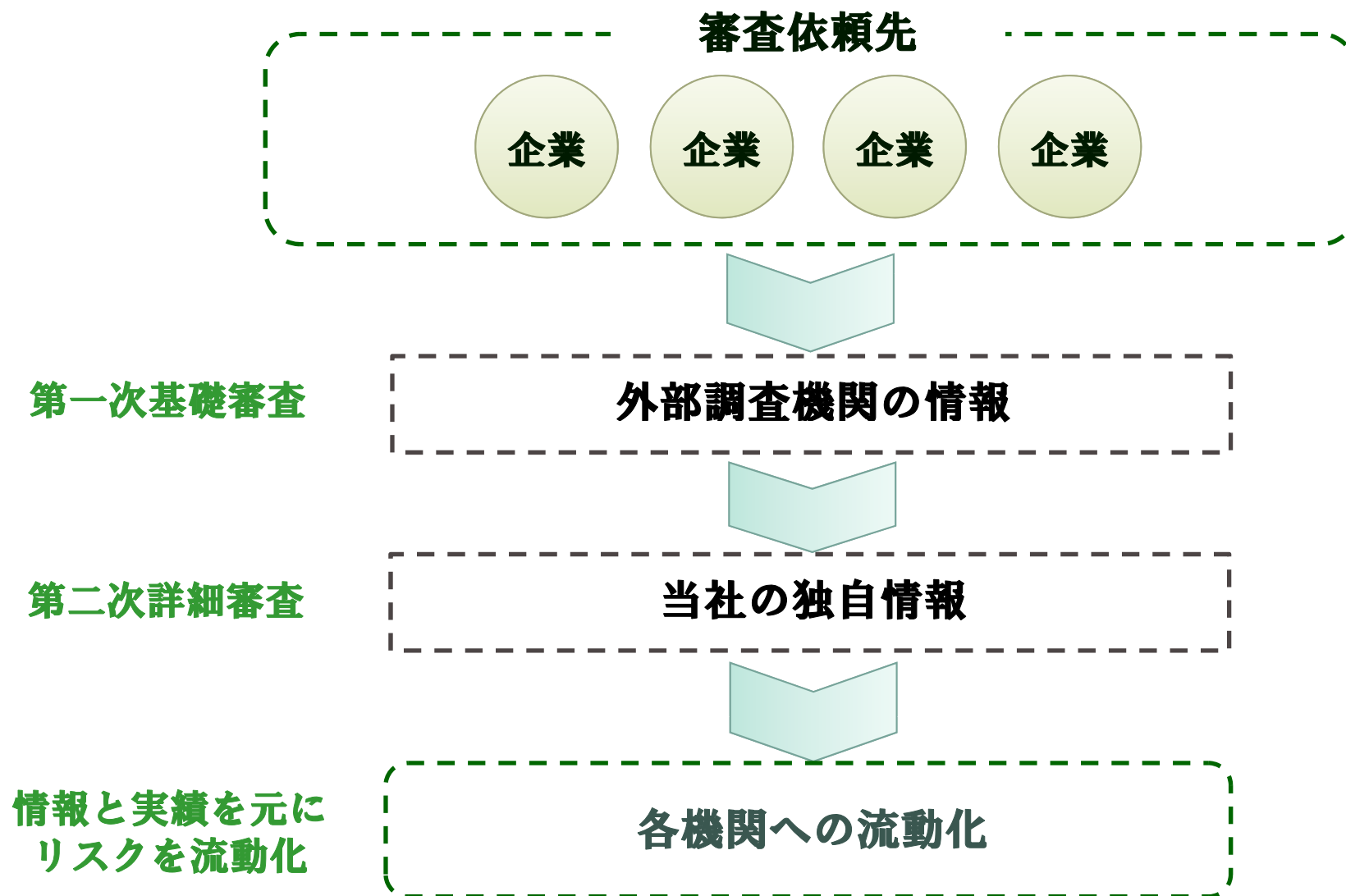
eGuarantee

リスクを再組成し、流動化

金融機関

機関投資家

ファンド

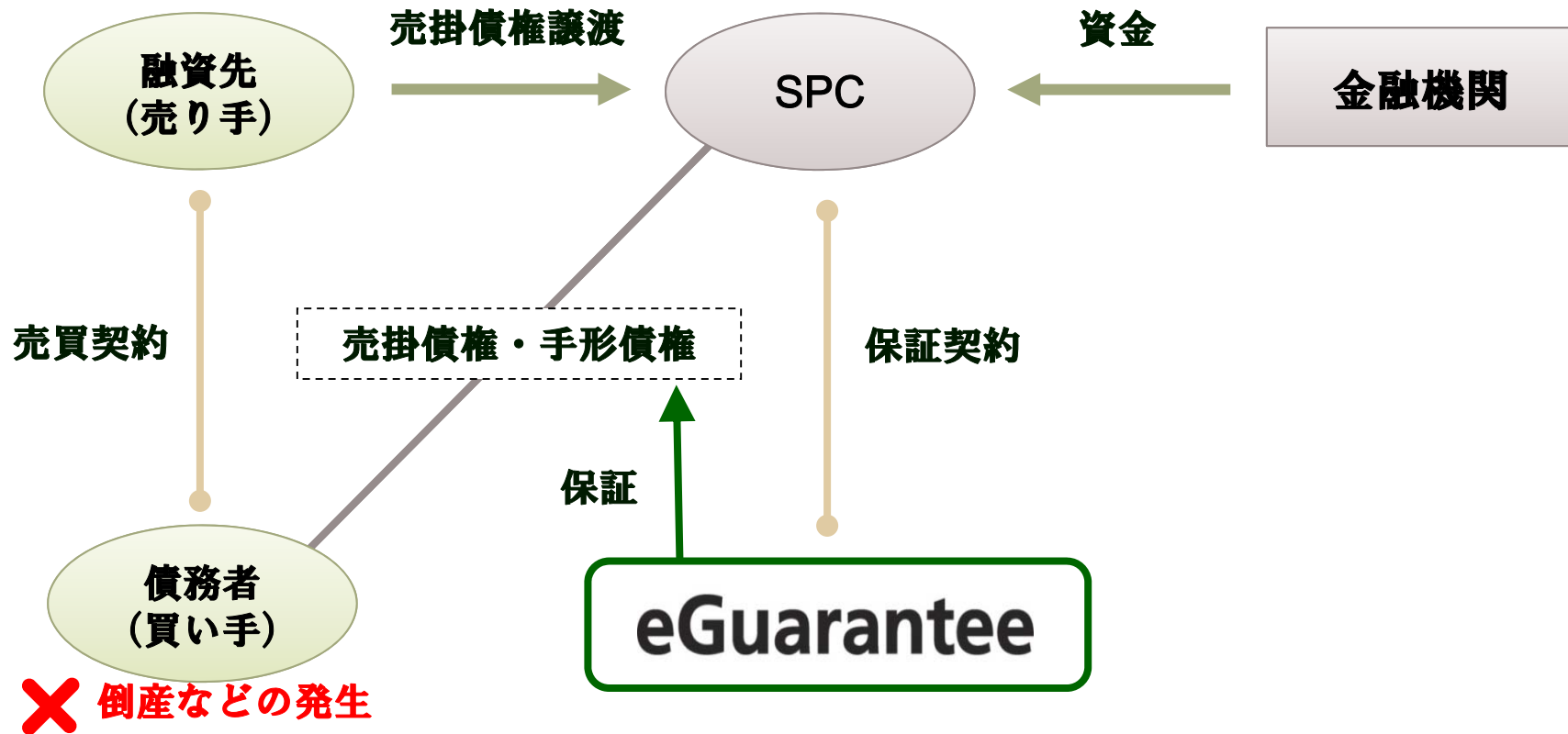


金融機関向けモデル

1. 債権流動化保証
2. 売掛債権担保融資保証
3. 手形買取保証(電子記録債権買取保証)
4. 売掛債権保証の再保証

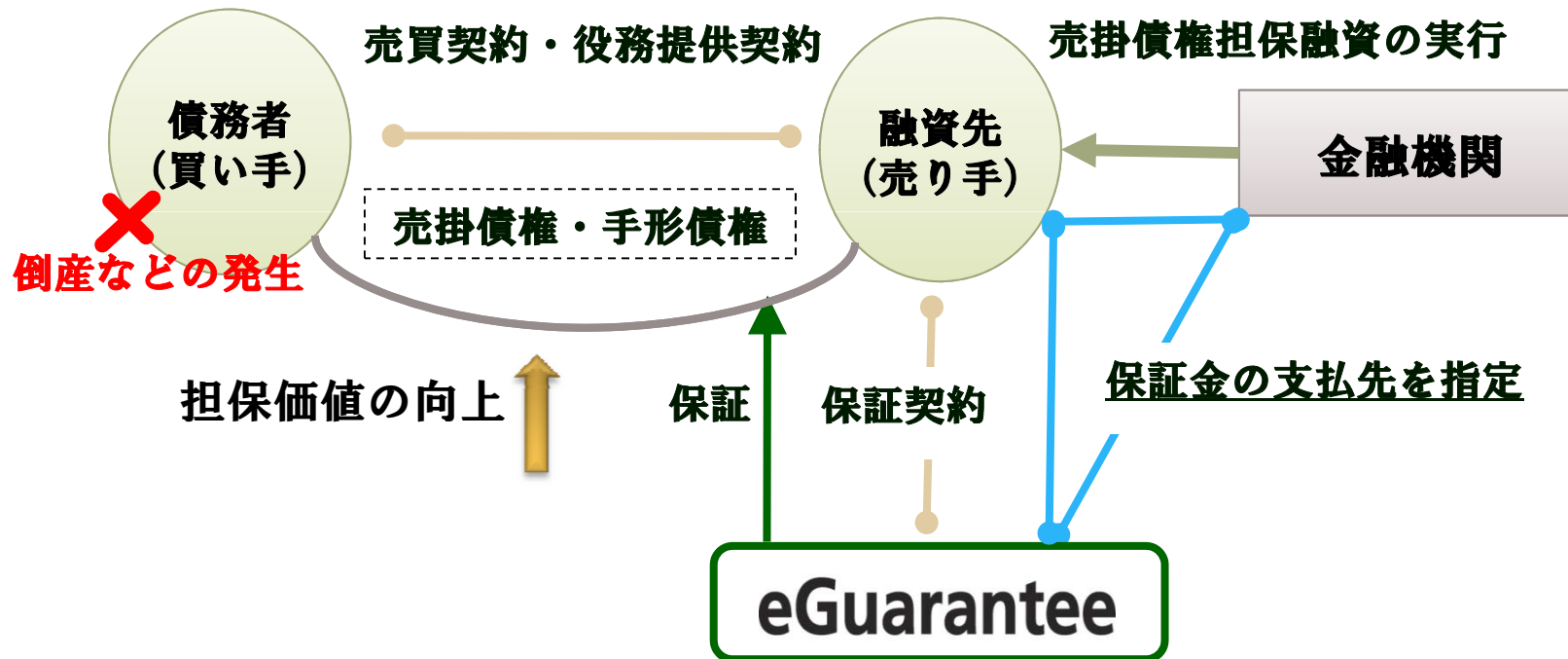
1. 債権流動化保証

金融機関が債権流動化スキームを実施する際に、流動化の対象となる債権に保証を設定。



2. 売掛債権担保融資保証

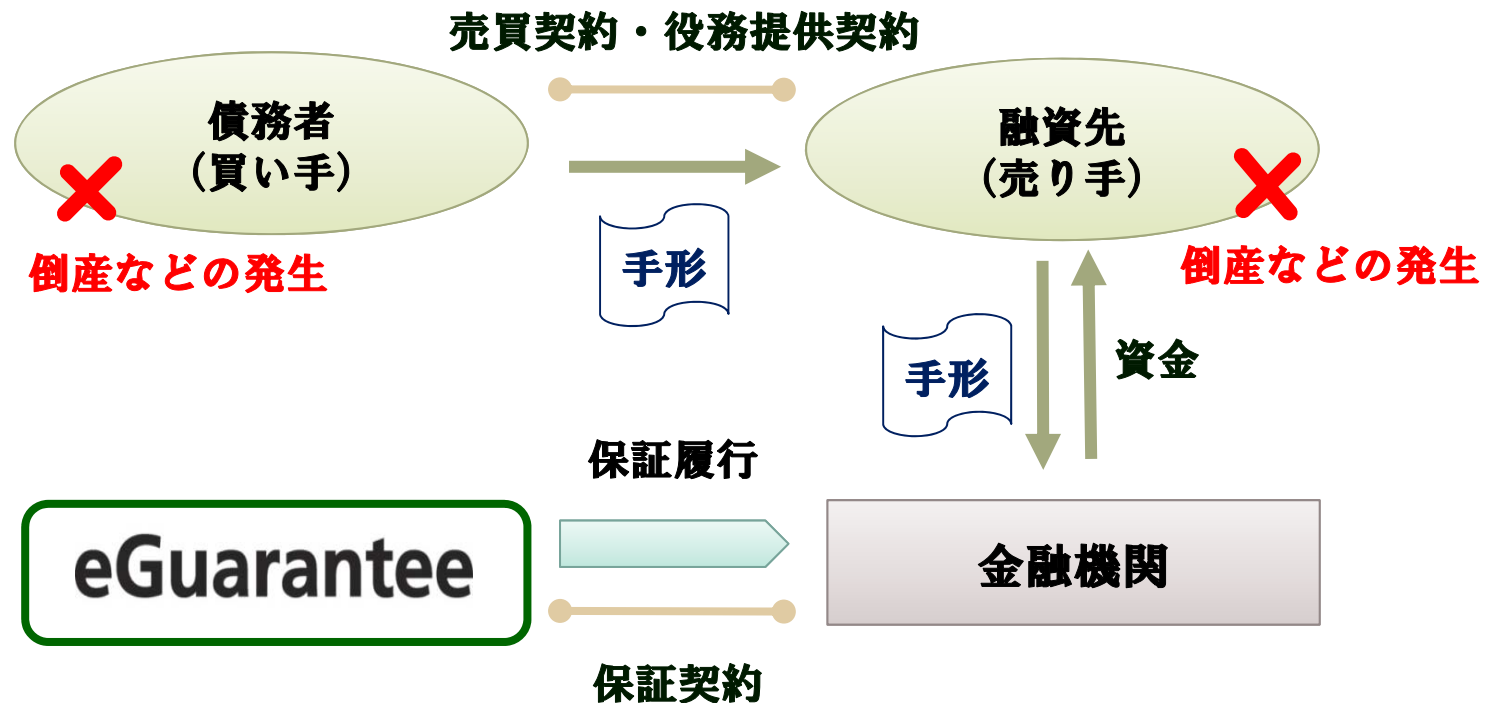
売掛債権担保融資を受ける企業とイー・ギャランティの間で、売掛債権保証契約を実施。担保となる売掛債権の棄損リスクを低減し、担保評価を高める。



3. 手形買取保証(電子記録債権買取保証)

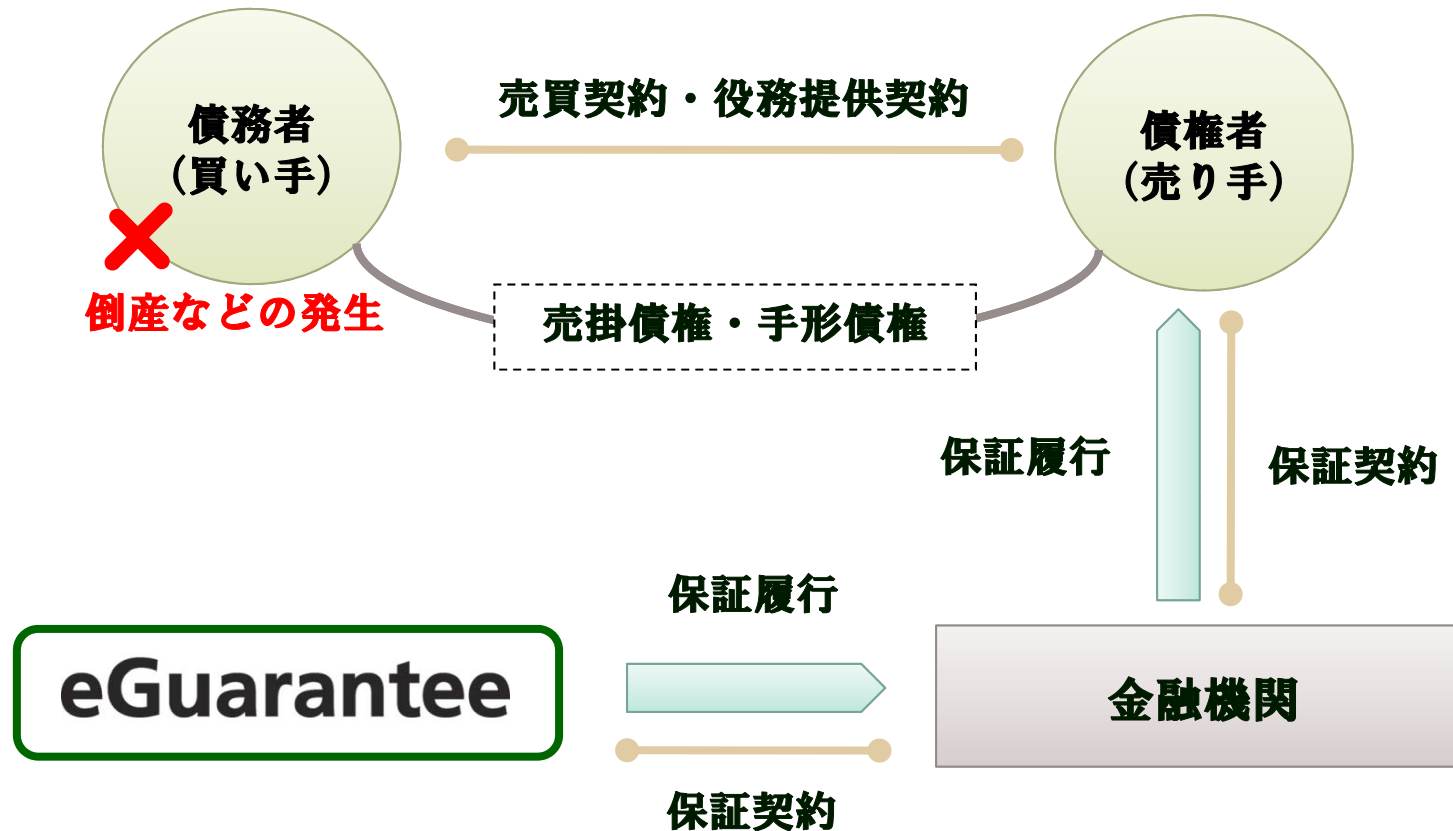
金融機関が手形買取を行う際に、未回収リスクを保証する契約。

- ・手形割引の場合 ⇒債務者および融資先の倒産をもって保証履行
- ・ノンリコース型手形買取の場合 ⇒債務者の倒産をもって保証履行



4. 売掛債権保証の再保証

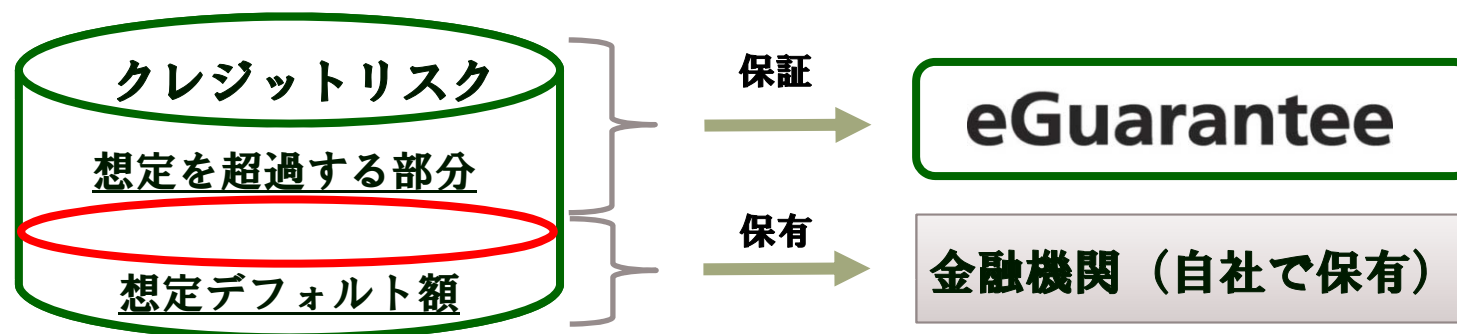
売掛債権保証サービスを事業として行う金融機関の再保証。



eGuarantee

ストップロス(高額免責)契約

多くの企業向けの信用リスクを保証設定する場合において、一定期間のデフォルト総額があらかじめ定めた金額を超過した場合にのみ保証が発動する保証契約(ストップロス)を結ぶことで想定以上のデフォルトが発動した場合に備えます。大幅に低料率での保証設定ができます。



GRR(Good Result Return)契約

保証料率設定時に想定していた損害率を下回った場合に、既にお支払いいただいた保証料の一定割合を返戻する契約。保証料率を事後的に実績率にアジャストする機能を持っていて景気動向などに影響を受けるクレジットリスク引き受けに効果があります。金融機関による損害抑制努力を促進する効果もあります。

<導入例>

※損害率 = 保証履行額 / 支払保証料

損害率0-20%未満	返戻20%
損害率20-40%未満	返戻10%
損害率40%以上	返戻なし